

(表紙含む8枚)
作成年月日：令和4年2月1日

令和4年度健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

業務隊長	管理科長	當班班長	企画主任	エネ管	施設管理	電気係長	電気係

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科

仕 様 書

1 件 名 令和4年度健軍駐屯地(東地区)で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)
熊本県熊本市東区東町2丁目3番地
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- キ 受電設備の総容量 1,705KVA
- ク コンデンサの総容量 150KVA

(2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力356キロワット(契約電力については、その1月の最大需要電力と、前11カ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします)

イ 予定使用電力量 804,709キロワット時(別紙第1のとおり)

ウ 令和3年度年間電力使用実績表(別紙第2のとおり)

エ 令和2年度年間電力使用実績表(別紙第3のとおり)

(3) 契約期間

令和4年4月1日0:00~令和5年3月31日24:00

(4) 電力量等の検針

自動検針装置の有無 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 富士電機メーター(株)変成器付複合計器(時間帯別普通級)

型番:EM3E14-R型

製造年月日:2015年(製造番号0112517)

交流3相3線式 110V 5A 60Hz

計器定数 1,000パルス/kws・1,000パルス/kvers

パルス定数 50,000パルス/キロワット時(パルス記号SL)

VCT 6,600/110V 50/5A

(5) 需給地点

需給場所における陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所横の構内1号柱に設置した気中開閉器の電源側接続点

(6) 計量地点

陸上自衛隊健軍駐屯地(東地区)受電所内の引込断路器の電源側

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 力率は契約期間中100%と想定し、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

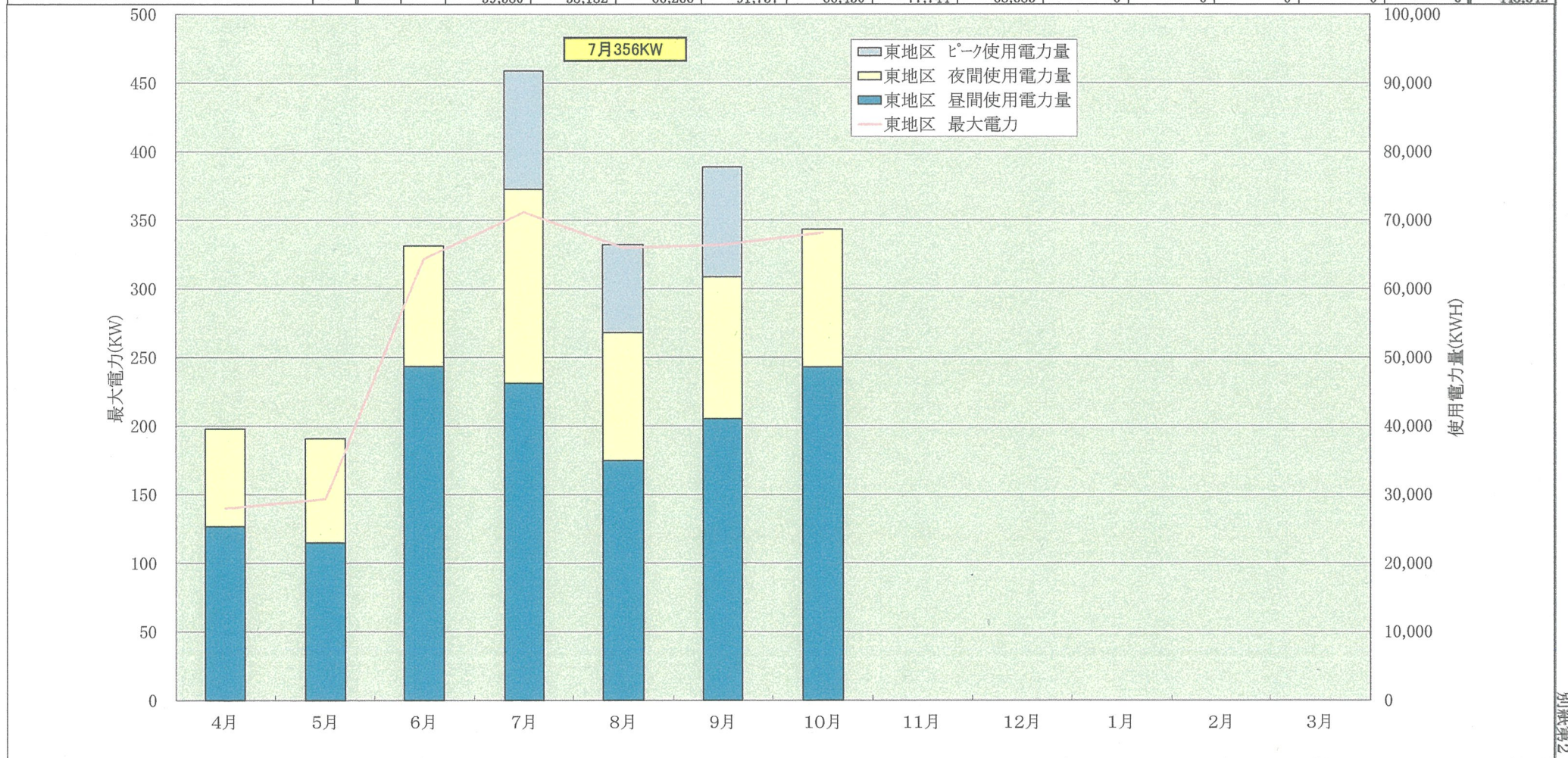
令和4年度健軍駐屯地(東地区)電力使用予定表
(令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間)

	昼間電力量 (KWH)	夜間電力量 (KWH)	ピーク電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)
4月分	25,353	14,227		39,580
5月分	22,974	15,208		38,182
6月分	48,698	17,568		66,266
7月分	46,221	28,280	17,256	91,757
8月分	34,959	18,654	12,817	66,430
9月分	41,087	20,625	16,032	77,744
10月分	48,601	20,082		68,683
11月分	36,080	18,830		54,910
12月分	51,451	23,320		74,771
1月分	53,355	32,666		86,021
2月分	46,105	29,214		75,319
3月分	43,249	21,797		65,046
合計	498,133	260,471	46,105	804,709

- ・昼間電力量…毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間及び日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・ピーク電力量…夏季(7月1日～9月30日までの期間)の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。
- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量
- ・夏 季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季…4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

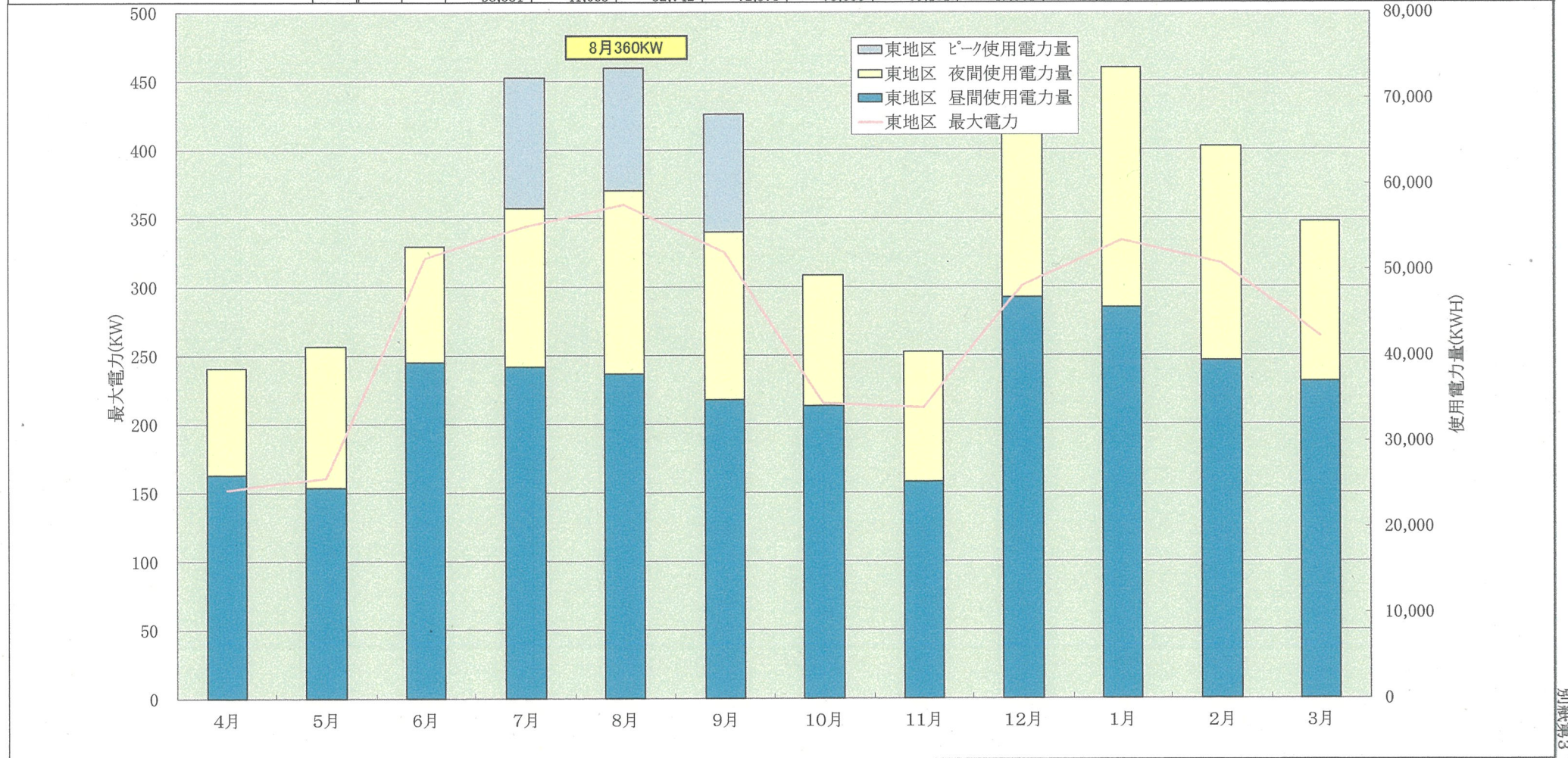
健軍駐屯地東地区令和3年度年間電力使用実績表

項目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
東地区 最大電力	kW	最大	140	147	322	356	330	332	341						
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	25,353	22,974	48,698	46,221	34,959	41,087	48,601						267,893
東地区 夜間使用電力量	kWh	1	14,227	15,208	17,568	28,280	18,654	20,625	20,082						134,644
東地区 ピーク使用電力量	kWh	1				17,256	12,817	16,032							46,105
累計	kWh		39,580	38,182	66,266	91,757	66,430	77,744	68,683	0	0	0	0	0	448,642



健軍駐屯地東地区令和2年度年間電力使用実績表

項目	単位	乗率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
東地区 最大電力	kW	最大	152	161	321	344	360	325	215	212	301	334	317	264	
東地区 昼間使用電力量	kWh	1	26,081	24,583	39,222	38,696	37,868	34,841	34,131	25,270	46,774	45,603	39,406	36,965	429,440
東地区 夜間使用電力量	kWh	1	12,450	16,480	13,520	18,480	21,370	19,540	15,230	15,150	21,200	27,920	24,970	18,630	224,940
東地区 ピーク使用電力量	kWh	1				15,200	14,300	13,780							43,280
累計	kWh		38,531	41,063	52,742	72,376	73,538	68,161	49,361	40,420	67,974	73,523	64,376	55,595	697,660



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。